

○内閣府令第 号

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）その他の関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名をした」を削る。

第二十二條の六第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十條の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

業務報告書雛形中「印」を削り、同雛形備考一中「婚姻前ノ氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）中「印」を削り、同雛形目次記載上の注意1、同雛形5記載上の注意1及び同雛形7記載上の注意1中「~~船主~~の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第二条 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年

大蔵省
運輸省

令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意に次のように加える。

3 法第16条第2項の設立認可申請書又は法第35条第6項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができらる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式の「第4 事業費の明細」の次の記載上の注意に次のように加える。

3 法第16条第2項の設立認可申請書又は法第35条第6項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（業務補助等に関する規則の一部改正）

第三条 業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式注意事項中5を6とし、1から4までを1ずつ繰り下げ、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式中「印」を削り、同様式注意事項中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 提出者が監査法人である場合において、公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第1項の届出書若しくは同令第21条第1項の届出書又は同令第60条の申請書若しくは同令第65条第1項の変更登録申請書に代表社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下1において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、代表社員の氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

提出者が監査法人以外の者である場合には、公認会計士の氏名を記載する欄又は行政機関の長又はその他の法人の代表者の氏名を記載する欄に旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第四条 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政

令第二百九十二号) 第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。) 及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式一中「**卒**」及び「**田**」を削り、同様式記載上の注意1中「**結婚前の氏名**」を「旧氏及び名」に、「**田**」を「**田**」に改める。

別紙様式二中「**卒**」及び「**田**」を削り、同様式記載上の注意1中「**結婚前の氏名**」を「旧氏及び名」に、「**田**」を「**田**」に改める。

(公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令の一部改正)

第五条 公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」を削り、同様式注意事項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを1ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで

きる。

第二号様式中「氏 名印」を「氏 名」に改め、同様式注意事項中「第三号及び第四号」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第六条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

- 2 前項第一号に規定する氏名については、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を括弧書で併せて記載することができ、

第一号様式中「㊦」を削り、同様式記載上の注意(1)中cをdとし、bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することが

できる。

第二号様式中「㊦」を削る。

第三号様式中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第四号様式中「㊦」を削る。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第一条の十 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏(住

民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意②中「（有価証券通知書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。）」を挿入。

第二号様式記載上の注意②中「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。）」を挿入、同記載上の注意③中「（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を挿入、同記載上の注意④中「届出書」を「有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）」に改める。

第三号様式記載上の注意②中「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。）」を挿入。

第四号様式記載上の注意②中「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券報告書を書面で提出す

出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。）」を削り、「同記載上の注意②中」（法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を削る。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の九の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第二条の十 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第十七条の五第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第一号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

第一号様式記載上の注意(4) e 中「通知書」を「有価証券通知書（以下この様式において「通知書」という。）」に改める。

第二号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

第三号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第三号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 第三号

第四号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 第三号

第四号の二様式記載上の注意(4)中「法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。」を削る。

第四号の三様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 第三号

第五号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 第三号

第五号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 第三号

第五号の三様式記載上の注意(2)を次のように改める。

(2) 削除

第七号様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第八号様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第九号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第九号の二様式記載上の注意(4)中「法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が署名すること。」や同(5)「(法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第九号の三様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第十号様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第十一号様式記載上の注意(2)を次のように改める。

(2) 削除

第十一号の三様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第十一号の四様式記載上の注意を削る。

第十四号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)

が署名すること。)」を削る。

第十四号の三様式記載上の注意中「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第十七号様式記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 削除

第十九号様式記載上の注意(1)中「、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「6-4」を「6-3」に、「6-5」を「6-4」に改め、同記載上の注意(5)中「するとともに代表者印を印」を削る。

(銀行法施行規則の一部改正)

第九条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項中「取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した」を削る。

第二十八条第一項中「当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した」を削る。

第三十四条の三十四第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十四条の六十四の四第一号ハ及び第二号ハ、第三十四条の六十四の二十三第五号、第三十四条の六十八第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1中「~~田~~の田」を「旧氏及び名」に、「~~田~~」を「~~田~~旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号の二中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1中「~~田~~の田」を「旧氏及び名」

に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号中「甲」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号の二中「甲」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号中「甲」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式4記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号の二中「甲」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式4記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「甲」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式4記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号の二中「甲」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式4記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号の二の二中「印」を削り、同様式の「代表取締役 氏 名」の次の記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
2. 法第52条の2第1項に規定する認可申請書その他の届出に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の二の三（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意1に次のように加える。

(P) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の二の三記載上の注意2(ロ)(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意2(ロ)(3)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改める。

別紙様式第十号の三中「印」を削り、同様式記載上の注意1に次のように加える。

(O) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の四（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意1に次のように加える。

(F) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せ

て記載することができる。

別紙様式第十号の四記載上の注意2(ロ)(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意2(ロ)(3)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改める。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式4記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号記載上の注意1中「記入すること」を「記入すること。法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる」に改める。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式3記載上の注意に次のように加える。

4 法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式の記載上の注意に次のように加える。

4 法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号記載上の注意1中「添付すること」を「添付すること。法第52条の61の3第1項に規定する登録申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる」と改める。

別紙様式第二十一号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意3中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意3中「婚姻前の氏名

」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十三号記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第十条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した」を削る。

第二十五条の十四第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十五条の四十五第三項第四号及び別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十一条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の十四第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第四百十条第一号の二及び第二号の二、第七十条の二の三第一号ハ及び第二号ハ、第七十条の二の二十一第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号中「旧」を削り、同様式目次記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第2記載上の注意1.(1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十三号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第22記載上の注意1.(1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第2記載上の注意1.(1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十四号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第13.〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕の表中「G—SIB・D—SIBバツプラー比率」を「G—SIB/D—SIBバツプラー比率」に改め、同様式第22記載上の注意1.(1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。
別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

に、 「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第2記載上の注意1。(1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十五号の三中「印」を削り、同様式の「理 事 長 氏 名」の次の記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
 - 2 信用金庫法施行規則第53条の3第1項の認可申請書又は信用金庫法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 別紙様式第十六号記載上の注意に次のように加える。
- 8 信用金庫法第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せ

て記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 信用金庫法（以下「法」という。）第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十八号の記載上の注意1中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。
別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式の「代 表 者 氏 名」の次の記載上の注意を次

のよらにめぬる。

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 信用金庫法（以下「法」という。）第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 別紙様式第十九号「記載上の注意中「信用金庫法（以下「法」という。）」や「法」にめぬる。」別紙様式第二十号「記載上の注意」に次のように加える。
- 4 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び

名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

- 3 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号3(1)記載上の注意1中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

- 3 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号3(1)記載上の注意1中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第二十三号記載上の注意に次のように加える。

8 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した」を削る。

第四十二条の六第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式第一号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号中「甲」を削り、同様式の「母欄」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「甲」を削り、同様式の「母欄」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「~~田~~」を削り、同様式記載上の注意中「~~婚姻前の氏名~~」を「~~田氏及び名~~」に、「~~田~~氏名」を「~~田~~氏及び名」に改める。

別紙様式第十号中「~~田~~」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「~~婚姻前の氏名~~」を「~~田氏及び名~~」に、「~~田~~氏名」を「~~田~~氏及び名」に改める。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第十三条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第八条第二号イ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同条第四号中「第二号イ(2)、(4)及び(6)」を「第二号イ(2)から(4)まで及び(6)」に改め、同条第五号ロ中「(3)を除く。」を削り、同号ハを削る。

第十条第一項第一号中「印鑑証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。第五号において同じ。）及びその」を削り、同項第五号を削る。

第二十六条の三十九第二項第三号、第二十六条の五十二第四項第二号、第二十六条の六十第二号ハ、第二十六条の七十四第三号、第三十条第五号、第三十条の六第二項第十一号及び第三十条の二十第三項第四号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「㊦」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第一号第二面記載上の注意7中「婚姻により氏を改めた者の場合においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に、 「婚姻により氏を改めた者である場合」を「氏を改めた者である場合」に改め、同様式第三面記載上の注意1及び同様式第四面記載上の注意3中「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号の二中「㊦」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 個人である場合には、「並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号の三中「㊤」を削り、同様に記載上の注意を次のように定める。

(記載上の注意)

1. 届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第一面中「㊦」を削り、同面記載上の注意中3を削り、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号の二中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中5を6とし、2から4までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号1記載上の注意中4を5とし、3を4とし、3として次のように加える。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号2記載上の注意中4を5とし、1から3までを1ずつ繰り下げ、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号の二記載上の注意中4を5とし、1から3までを1ずつ繰り下げ、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号の二中「甲」を削り、同様式記載上の注意中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号の二の二中「甲」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ

る。

別紙様式第五号第1面中「㊦」を削り、同様式記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「㊦」を削り、同様式1. 記載上の注意1中「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に、「に婚姻前の氏名」を「に旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式3. 記載上の注意中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第六号4. 記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第六号の二記載上の注意中5を6とし、1から4までを1ずつ繰り下げ、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号備考中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第八号中「㉔」を削り、同様式目次記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の二中「㉔」を削り、同様式目次記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の三中「㉔」を削り、同様式目次記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号記載上の注意1中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。
別紙様式第十一号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号中「㊦」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十四号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八号中「㊦」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
る。

別紙様式第十九号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中3を削り、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ

きる。

別紙様式第二十号中「田」を削り、同様式記載上の注意中5を6とし、2から4までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 氏を改めた者においては、田氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第二十一号中「田」を削り、同様式の「大藏省の氏名」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「田氏及び名」に、「当該氏名」を「当該田氏及び名」に改める。

別紙様式第二十二号中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「田氏及び名」に、「当該氏名」を「当該田氏及び名」に改める。

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第一条の三 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。)及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意(3) a 及び b 中「(法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。)」を削り、同記載上の注意(3) c 中「(法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第四号様式記載上の注意(3) a 及び b 中「(法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。)」を削り、同記載上の注意(3) c 中「(法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第十五条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第四条の三 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名又は公告若しくは公表することとされている氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載し、又は公告若しくは公表することができる。

第九条第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第二号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」を削る。
同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第三号様式中「【申出者の氏名又は名称】(1)」を「【申出者の氏名又は名称】」に改め、同様式中「

「(2)」を「(1)」に改め、同様式3中「(3)」を「(2)」に改め、同様式4中「(4)」を「(3)」に改め、同様式5中「(5)」を「(4)」に改め、同様式6中「(6)」を「(5)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、同記載上の注意中(2)を(1)とし、(3)から(6)までを1ずつ繰り上げる。

第四号様式中「【~~提出者の名称~~】(1)」を「【~~提出者の名称~~】」に、「【~~総覧に供する場所~~】(2)」を「【~~総覧に供する場所~~】(1)」に改め、同様式3中「(3)」を「(2)」に改め、同様式4中「(4)」を「(3)」に改め、同様式5中「(5)」を「(4)」に改め、同様式6中「(6)」を「(5)」に改め、同様式7中「(7)」を「(6)」に改め、同様式8中「(8)」を「(7)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、同記載上の注意中(2)を(1)とし、(3)から(8)までを1ずつ繰り上げる。

第五号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第六号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合)には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」を(註)の同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第七号様式記載上の注意(1)中、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)を削り、「6-4」を「6-3」に、「6-5」を「6-4」に改め、同記載上の注意(4)b中「するとともに押印」を削り、同記載上の注意(5)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正)

第十六条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第

二百九十二号) 第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。) 及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式第一号中「~~五~~」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名」に、「~~当該氏名~~」を「~~当該旧氏及び名~~」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第一百十条の十四第五号、第一百十条の十九第一号ハ及び第二号ハ、別表第二役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更の項並びに別表第四役員(法第六条の五の十第一項において

準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「~~五~~」を削り、同様式目次記載上の注意1. 及び同様式第13. II記載上の注意1. 中「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名」に、「~~当該氏名~~」を「~~当該旧氏及び名~~」に改め、同様式第2記載上の注意1. (1)中「~~第25条第3項第1号~~」を「~~第25条第2項第5号~~」に改める。

別紙様式第九号の二中「~~五~~」を削り、同様式目次記載上の注意1. 中「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名」に、「~~当該氏名~~」を「~~当該旧氏及び名~~」に改め、同様式第2. 記載上の注意1. (1)中「~~第25条第3項第1号~~」を「~~第25条第2項第5号~~」に改める。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「~~五~~」を削り、同様式目次記載上の注意1. 及び同様式第13. II記載上の注意1. 中「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名」に、「~~当該氏名~~」を「~~当該旧氏及び名~~」に改め、同様式第2記載上の注意1. (1)中「~~第25条第3項第1号~~」を「~~第25条第2項第5号~~」に改める。

別紙様式第十号の二中「~~五~~」を削り、同様式目次記載上の注意1. 中「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名

」及び「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改め、同様式第22の記載上の注意1.(1)中「第25条第3項第1号」や「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十一号記載上の注意に次のように加える。

- 8 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏

及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号の記載上の注釋一中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様中の「代表者 氏 名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号1記載上の注意中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

- 4 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

- 3 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号3(1)記載上の注意1中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）

)」を「法」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

- 3 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号3(1)記載上の注釋1中「協同組合による金融事業に関する法律(以下「法」という。

)」を「法」に改める。

別紙様式第十八号記載上の注意に次のように加える。

- 8 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十七号口中「第十項」を「第十一項」に、同条第二項中「第五項」を「第六項」に、同条第三項第一号ニ、第三号ニ及び第四号ホ中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する書面に記載する氏名については、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。)及び名を括弧書で併せて記載することができ

る。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の六の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第四条の七 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。)及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第二十七条の五第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第四号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第四号の二様式記録上の記録②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」や証書の記録上の記録③中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」や証書。

第四号の三様式記録上の記録④中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」や証書。

第四号の四様式記録上の記録⑤中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」や証書の記録上の記録⑥中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」や証書。

第五号の二様式記録上の記録⑦中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提

出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」や証印。

第五号の三様式記簿上の注釋②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」や証印。

第五号の四様式記簿上の注釋②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」や証印。

第五号の五様式記簿上の注釋②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」や証印、
第六号様式記簿上の注釋②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」や証印。

第六号様式記簿上の注釋②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」や証印。

第六号の様式記録上の注釈②中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」や⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」や㉠㉡。

第六号の様式記録上の注釈⑳中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」や㉢㉣。

第六号の様式記録上の注釈㉤㉥中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」や㉦㉧。

第六号の様式記録上の注釈㉨㉩中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」や㉪㉫㉬㉭㉮㉯㉰㉱㉲㉳㉴㉵㉶㉷㉸㉹㉺㉻㉼㉽㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」や㉠㉡。

名すること。)」を削る。

第十五号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第十六号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第十七号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第十八号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第十九号様式記載上の注意を削る。

第十九号の二様式記載上の注意を削る。

第二十号様式記載上の注意中「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第二十号の二様式記載上の注意中「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第二十一号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第二十一号の二様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第二十二号様式記載上の注意(1)及び第二十二号の二様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第二十三号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 署名

第二十三号の二様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 署名

第二十四号様式記載上の注意(1)及び第二十四号の二様式記載上の注意(1)中「(発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第二十五号の三様式記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 削除

第二十六号様式記載上の注意(1)中、「7-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「7-4」を「7-3」に、「7-5」を「7-4」に改め、同記載上の注意(6)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第二十条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第一条の二 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第三条第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第二号様式中「【**出店者の名称**】(2)」を「【**出店者の名称**】」とし、「【**代理人の氏名又は名称**】(3)」を「【**代理人の氏名又は名称**】(2)」とし、「【**総監に在する場所**】(4)」を「【**総監に在する場所**】(3)」に改め、同様式第1の2中「(5)」を「(4)」に改め、同様式第1の3中「(6)」を「(5)」に改め、同様式第1の4中「(7)」を「(6)」に改め、同様式第1の5中「(8)」を「(7)」に改め、同様式第1の6中「(9)」を「(8)」に改め、同様式第1の7中「(10)」を「(9)」に改め、同様式第1の8中「(11)」を「(10)」に改め、同様式第1の9

中「(12)」を「(13)」に改め、同様式第2の1中「(13)」を「(12)」に改め、同様式第2の2中「(14)」を「(13)」に改め、同様式第2の3中「(15)」を「(14)」に改め、同様式第2の4中「(16)」を「(15)」に改め、同様式第2の4(1)中「(17)」を「(16)」に改め、同様式第2の5中「(18)」を「(17)」に改め、同様式記載上の注意中(2)を削り、同記載上の注意(3)中「(3)」を「(2)」に改め、「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削り、同記載上の注意中(3)を(2)とし、(4)から(8)までを1ずつ繰り上げる。

第三号様式中「【届出者の名称】(1)」を「【届出者の名称】」とし、「【代理人の氏名又は名称】(2)」を「【代理人の氏名又は名称】(1)」とし、「【縦覧に供する場所】(3)」を「【縦覧に供する場所】(2)」に改め、同様式2中「(4)」を「(3)」に改め、同様式3中「(5)」を「(4)」に改め、同様式4中「(6)」を「(5)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、同記載上の注意(2)中「(2)」を「(1)」に改め、「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削り、同記載上の注意

中(2)を(1)とし、(3)から(6)までを1ずつ繰り上げる。

第四号様式中「【報告者の名称】(2)」を「【報告者の名称】」とし、「【代理人の氏名又は名称】(3)」を「【代理人の氏名又は名称】(2)」とし、「【縦覧に供する場所】(4)」を「【縦覧に供する場所】(3)」とし、同様式2(2)中「(5)」を「(4)」に改め、同様式2(3)中「(6)」を「(5)」に改め、同様式記載上の注意中(2)を削り、同記載上の注意(3)中「(3)」を「(2)」に改め、「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削り、同記載上の注意中(3)を(2)とし、(4)から(6)までを1ずつ繰り上げる。

第五号様式記載上の注意(1)中「、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「6-4」を「6-3」に、「6-5」を「6-4」に改め、同記載上の注意(5)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

(保険業法施行規則の一部改正)

第二十一条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二百十四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 登録申請者（個人である場合に限る。）又はその法定代理人の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和

四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この号、第二百十九条第

一項第三号口及び第二百三十九条の五第三項第四号において同じ。）及び名を当該登録申請者及びそ

の法定代理人の氏名に併せて法第二百七十七条第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に

掲げる書類が当該登録申請者及びその法定代理人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏

及び名を証する書類

第二百十九条第一項第三号を次のように改める。

三 登録申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類

ロ 当該登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて法第二百八十七条第一項の登録申

請書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでない

ときは、当該旧氏及び名を証する書類

第二百三十四条の十六第一項中「次項」を「次項及び第二百三十四条の十九第一項第二号」に改める。

第二百三十九条の五第三項第四号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式第16記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号の二中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1及び同様式第16記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号の三中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式第12(1)記載上の注意2及び同様式第1の「3 社外役員に関する事項」の次の記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号の二中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式第12(1)記載上の注意2及び同様式第1の「3 社外役員に関する事項」の次の記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号の三中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の三中「印」を削り、同様式の「申す申す。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の四中「印」を削り、同様式の「申す申す。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の六中「田」を削り、同様式記載上の注意中「姓前の氏名」を「田氏及び名」に、「当該氏名」を「当該田氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「田」を削り、同様式備考中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 氏を改めた者においては、田氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第十号中「田」を削り、同様式備考中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 氏を改めた者においては、田氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第十一号中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1中「姓前の氏名」を「田氏及び名」に、「当該氏名」を「当該田氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号の二中「田」を削り、同様式目次記載上の注意1中「姓前の氏名」を「田氏及び名」に、「当該氏名」を「当該田氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「~~署名前~~の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「~~署名前~~の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2(ロ)(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意2(ロ)(3)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意2(ロ)に次のように加える。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号の二中「印」を削る。

別紙様式第十三号の三（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2(ロ)(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意2(ロ)(3)を

「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意2(ロ)に次のように加える。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号第1面中「印」を削り、同様式第3面記載上の注意2. 中「婚姻による」を削り、「婚姻前の氏名」を「氏名」欄に（ ）書きを「旧氏及び名」を「氏名」欄に括弧書に改める。

別紙様式第十六号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の三中「印」を削り、同様式の「代表者の氏名」の次の記載上の注釋中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の四中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の五中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の六中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の七中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に

「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の八中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の九中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十一中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十二中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十三中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十四中「旧」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十五中「旧」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十七中「旧」を削り、同様式目次記載上の注意2、同様式第1の「2 会社役員に関する事項」の次の記載上の注意及び同様式第1の「3 社会役員に関する事項」の次の記載上の注意2 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十八中「旧」を削り、同様式目次記載上の注意2及び同様式第16記載上の注意2 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十九中「旧」を削り、同様式目次記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の二十中「旧」を削り、同様式目次記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の二十一中「印」を削り、同様式提出上の注意¹中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」²、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の二十二（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意²(1)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同様式記載上の注意²(1)(2)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同様式記載上の注意²(1)に次のように加える。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十六号の二十三（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意²(1)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同様式記載上の注意²(1)(2)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同様式記載上の注意²(1)(3)「婚姻により」を³、「婚姻前の氏名を「代表者氏名」及び「氏名」欄に（ ）書き」⁴に改める。

別紙様式第十六号の二十四中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の二十五中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）中「氏 名

印」を「氏 名」に改め、同様式中「法定代理人の商号・名称又は氏名 印」を

「法定代理人の商号・名称又は氏名」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

- 4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）中「氏 名

印」を「氏 名」に改め、同様式中「法定代理人の商号・名称又は氏名 印」を

「法定代理人の商号・名称又は氏名」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

- 4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで

きる。

別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）中「氏 名

印」を「氏 名」に改め、同様式中「法定代理人の商号・名称又は氏名 印」を

「法定代理人の商号・名称又は氏名」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

- 4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十七号の二中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届

出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号第1面中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意に次のように加える。

- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 登録申請書の第2面以降に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

2. 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十三号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十四号第1面中「印」を削り、同面記載上の注意に次のように加える。

3 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）中「氏

名
印」を「氏
名」に改め、同様式記載上の注意を次のよう
に改める。

（記載上の注意）

- 1 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）中「氏

名 印」を「氏 名」に改め、同様式記載上の注意を次

のよみに定める。

(記載上の注意)

- 1 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又

は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（保険仲立人）中「氏 名

印」を「氏 名」に改め、同様式記載上の注意に次のように加

える。

- 3 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号の二中「印」を削り、同様式の「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3ヵ年）」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1. 上記1. から4. までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

2. 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号の三中「印」を記す「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）」の次の記載上の位置を次のように定める。

(記載上の注意)

1. 上記1. から4. までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

2. 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十六号第一面中「印」を削り、同面の「代表者又は管理人の氏名」の次に次のように加える。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十七号第一面中「印」を削り、同面の「氏名」の次に次のように加える。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十八号中「**三**」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「~~金融業者の貸付業務~~」を「**田**及び~~金融業者の貸付業務~~」に、「~~金融業者の貸付業務~~」を「**田**及び~~金融業者の貸付業務~~」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正)

第二十二條 損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「この場合において、当該代理人は、異議申出人とともに異議申出書に署名又は記名押印しなければならない。」を削る。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三條 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年
大蔵省令第三十
号）の一部を次のように改正する。


第十一条第五号を削る。

別紙様式第一号第1面中「**三**」を削り、同面に次のように加える。


(記載上の注意)


氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面記載上の注意4・中「括弧書き」や「括弧書」と改め、同記載上の注意5・及び同様式第3面記載上の注意1・中「婚姻により」を距る、「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」と「括弧書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第二号中「」を削り、同様式記載上の注意2・を次のように改める。

2. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号中「」を削り、同様式記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」や「氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と、「括弧書き」や「括弧書」と改める。

別紙様式第七号中「」を削り、同様式記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」や「氏を改めた者におい

ては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧」に改め、同記載上の注意2.中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名を括弧書き」を「旧氏及び名を括弧書き」に改める。（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第299十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二十七条第一項第三号ロ及び第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面中「㊦」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 「受理番号」は、新計画届出書を提出する場合に、前に提出した業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。
2. 「届出の区分」は、該当するものに○印を付けること。
3. 「商号」は、特定目的会社登記簿上の商号を記載すること。
4. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書で併せて記載することができる。
5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
6. 「営業所」とは、資産の流動化に係る業務を営む者が一定の場所で当該業務の全部又は一部を継

続して営む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分して、主たる営業所から順に名称、所在地等を記載すること。

(1) 主たる営業所とは、特定目的会社登記簿上の本店をいう。

(2) 従たる営業所とは、支店又は出張所その他の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

7. 「会計参与設置会社」は、会計参与設置会社である場合に、□にレ印を付けること。

8. 「使用人」とは、資産の流動化に関する法律施行令第2条に規定する使用人をいう。

9. 営業所、取締役及び監査役、会計参与並びに使用人については記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第一号第3面記載上の注意中5.を6.と訂正し、2.から4.までを1ページ繰り下げ、1.の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「商号、氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第4面記載上の注意中2.を3.とし、1.の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「取締役及び監査役の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号の二中「㊦」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「㊧」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「㊨」を削り、同様式記載上の注意中4.を削り、3.を4.とし、2.を3.とし

、1.の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号中「㊩」を削り、同様式記載上の注意中2.を3.とし、1.を2.とし、1.として

次のように加える。

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号中「**四**」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号中「**四**」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号1. 記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 保有する特定出資の金額の多い順序に従い5名（法人を含む。）について記載すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

る。

別紙様式第七号 2. 記載上の注意中 3. を 4. とし、 2. を 3. とし、 1. を 2. とし、 1. として次のように加える。

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第八号第一面中「**印**」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 「受理番号」は、業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。

2. 法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第九号第一面中「**印**」を削り、同面 2. 記載上の注意 2. 中「法第4条第2項又は法第9条第

2項の届出書」や「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」並びに「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」並びに「当該氏名」や「当該旧氏及び名」並びに「代表者の氏名」欄」や「氏名を記載する欄」並びに「括弧書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第十号第一回中「**印**」を削り、一回面記載上の注意2. 中「法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書」や「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」並びに「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」並びに「当該氏名」や「当該旧氏及び名」並びに「代表者の氏名」欄」や「氏名を記載する欄」並びに「括弧書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第十一号第一回中「**印**」を削り、一回面記載上の注意2. 中「法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書」や「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」並びに「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」並びに「当該氏名」や「当該旧氏及び名」並びに「代表者の氏名」欄」や「氏名を記載する欄」並びに「括弧書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第十二号中「**印**」を削り、同様式記載上の注意2. を次のように改める。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで

きる。

別紙様式第十三号第1面中「**印**」を削り、同面記載上の注意²中「法第4条第2項又は法第9条第2項の届出書」や「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」並びに「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」並びに「当該氏名」や「当該旧氏及び名」並びに「代表者の氏名」欄」や「氏名を記載する欄」並びに「括弧書き」や「括弧書き」に定める。

別紙様式第十四号第1面中「**印**」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号第2面記載上の注意³中「括弧書き」や「括弧書き」に定める「**印**」記載上の注意⁴中「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」並びに「当該氏名」や「当該旧氏及び名」並びに「代表者の氏名」欄」や「氏名を記載する欄」並びに「括弧書き」や「括弧書き」に定める「**印**」記載上の注意⁵中「婚姻前の氏名」

を「旧氏及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」及び「代表者の氏名」欄」を「氏名を記載する欄」及び「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十五号第一面中「**四**」を削り、同面記載上の注意²。中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「代表者の氏名」欄」を「氏名を記載する欄」及び「括弧書き」を「括弧書」に改め、同記載上の注意³。中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「代表者の氏名」欄」を「氏名を記載する欄」及び「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十六号中「**四**」を削り、同様式記載上の注意²。中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「代表者の氏名」欄」を「氏名を記載する欄」及び「括弧書き」を「括弧書」に改め、同記載上の注意³。中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「代表者の氏名」欄」を「氏名を記載する欄」及び「括弧書き」を「括弧書」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百八条第二項第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二百十五条第四号の二及び第二百十九条第三号口中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「㊦」を削り、同様式第二面記載上の注意に次のように加える。

5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができらる。

別紙様式第二号第一面中「㊦」を「㊦」に改め、同様式第二面記載上の

注意1. 中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名を（ ）書きで氏名に」を「旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で」に改める。

別紙様式第二号の二中「㊦」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び設立時執行役員の候補者」とあるのは「設立時執行役員の候補者」とする。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができるとする。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができるとする。

別紙様式第四号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2. を次のように改める。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号中「甲」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号記載上の注意に次のように加える。

4. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号中「甲」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

4. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第八号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」より「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号第1面中「㊦」を削り、同面中「無兼に控除ありせん。」の次に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
る。

別紙様式第九号第4面記載上の注意中2. を削り、3. を2. に改める。

別紙様式第九号の二中「㊦」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
る。

別紙様式第十号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条
第2号から第5号まで」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号並びに」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで及び」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十二号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2. を次のように改める。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式の「続行役氏名」の次の記載上の注意及び同様式(4)記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十号第1面中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意に次のように加える。

5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正)

第二十六条 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第三百十号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中8.を9.とし、2.から7.までを1ずつ繰り下げ、1.の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書きで併せて記載することができる。

(特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正)

第二十七条 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中8.を9.とし、2.から7.までを1ずつ繰り下げ、1.の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正）

第二十八条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書を削る。

第二条第四項第三号イ中「抄本」の下に「（電子開示システム届出書に当該届出者の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載する場合には、当該旧氏及び名の記載があるものに限る。）」を加える。

第四条ただし書を削る。

第一号様式記載上の注意(1)中、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）を削り、「6-4」を「6-3」に、「6-5」を「6-4」に改め、同記載上の注意(4) b を次のように改める。

b 届出者が個人である場合には、氏名を記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5) 代表者の役職氏名

届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載すること。

なお、氏を改めた者においては、(4)bに準じて記載することができる。

第二号様式記載上の注意(1)及び第三号様式記載上の注意(1)中「、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「6-4」を「6-3」と、「6-5」を「6-4」に改める。

(金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正)

第二十九条 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第六号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十条第二項第一号ロ(3)中「書面（」の下に「役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含み、」を加え、同項第二号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 旧氏及び名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、(1)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十四条第二項第二号ロ及び第三号ロ、第三十条第四号及び第六号、第三十六条第二項第二号ロ及び第三号ロ、第四十条第三項第二号ニ並びに第四十五条第二項第二号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

「イ」に改め、同様式注意事項1に次のように加える。

ホ 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式注意事項2(イ)1中「記入し、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項2(イ)2中「記入、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項2(イ)3中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

(金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第三十条 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中2. を削り

、3. を2.とし、2.の次に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三中「代表者の氏名

印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1.を削

り、2.を1.とし、3.を2.とし、2.の次に次のように加える。

3. 法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

様式第七（備考を除く。）中「印」を削り、同様式備考中1.を削り、2.を1.とし、1.の次に次のように加える。

2. 法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一

部改正)

第三十一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「別表に掲げる内閣府の所管する法令」を「内閣府の所管する金融関連法令」に改める。

別表(第一条関係)を削る。

(日本公認会計士協会に関する内閣府令の一部改正)

第三十二条 日本公認会計士協会に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第十五号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

5. 氏名の記載方法

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「㊦」を削る。

(金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第三十三条 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一(記載上の注意を除く。)中「㊦」を削り、同様式の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式の「第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策(経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。)」の次の記載上の注意2.(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること

」や「代表者の役職及び氏名を記載すること」に努め、回記載上の注意²。(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を距³、回記載上の注意²に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三（記載上の注意を逐へ。）中「印」を距³、回様式の「第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意²。(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、回記載上の注意²。(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を距³、回記載上の注意²に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四（記載上の注意を逐へ。）中「印」を距³、回様式の「第7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営

計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。)を発行者又は債務者とするものの額及びその内容」の次の記載上の注意²⁾。(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意²⁾。(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意²⁾に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第五(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意²⁾を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第六(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意²⁾を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第七（記簿上の注記を添へ。）中「印」を削り、同様式の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記簿上の注記②・③中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」と改め、同記簿上の注記②・③中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記簿上の注記②・③次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第八（記載上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持

株式会社等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。)」の次の記載上の注意2。(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第九(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）」の次の記載上の注意2. を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第十一（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2. を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一記載上の注意⁶」中「記載するとともに」や「記載するとともに」に改める。

様式第十二の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意²に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十三の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意²に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十四記載上の注意²を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表

者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書きで併せて記載することができる。

（信託業法施行規則の一部改正）

第三十四条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同項第四号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十三条第一項第一号の二及び第一号の三中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十七条第一項中「第二項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 主要株主の旧氏及び名を当該主要株主の氏名に併せて法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に

記載した場合において、前号に掲げる書類が当該主要株主の旧氏及び名を証するものでないときは、

当該旧氏及び名を証する書面

第四十四条第二項第十号の二及び第十一号の二、第四十五条第二項第十号の二及び第十一号の二、第四十六条第二項第十号の二及び第十一号の二、第四十七条第二項第十号の二及び第十一号の二、第五十一条の四第三号の二、第五十三条第二項第三号の二、第五十四条第二項第六号の二、第五十八条第一項第三号の二、第七十一条第一号の二及び第二号の二、第八十条の五第三項第三号の二、別表第一取締役、執行役、会計参与又は監査役の変更の項、別表第七役員の変更の項及び国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更の項並びに別表第十役員の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面（記載上の注意を除く。）中「五」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第4面記載上の注意及び同様式第4―2面記載上の注意中「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」並びに「（ ）書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第二号第1面（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができ
る。

別紙様式第二号第4面記載上の注意及び同様式第4―2面記載上の注意中「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」並びに「（ ）書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「甲」を削り、同様式の「申す。申す。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「甲」を削り、同様式の「申す。申す。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「甲」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「甲」を削り、同様式記載上の注意2.(1)を次のように改める。

(1) 氏名

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号中「商 号 印」を「商 号」に、「代表者の役職氏名

印」を「代表者の役職氏名」に改め、同様式の「代表者の役職氏名」の次の記載上の注意及び同様式1(8)記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号の二中「商 号 印」を「商 号」に、「日本に

おける代表者の氏名 印」を「日本における代表者の氏名」に改め、同様式の「日本における代表者の氏名」の次の記載上の注意及び同様式1(7)記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号の三中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次の記載上の注意及び同様式2記載上の注意1(4)②中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号の四中「印」を削り、同様式の「主たる営業所又は事務所の所在地」の次の記載上の注

意及び同様式2記載上の注意1④②中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号第1面（記載上の注意を除く。）中「旧」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十五号第4面記載上の注意及び同様式第4-2面記載上の注意中「婚姻による」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「（ ）書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十六号第1面（記載上の注意を除く。）中「旧」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十六号第4面記載上の注意2及び同様式第4―2面記載上の注意中「~~婚姻に由り~~」を削り、「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名」に、「()書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十七号第1面(記載上の注意を除く。)中「~~吾~~」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十七号第4面記載上の注意2及び同様式第7面記載上の注意中「~~婚姻に由り~~」を削り、「~~婚姻前の氏名~~」を「旧氏及び名」に、「()書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十八号第1面(記載上の注意を除く。)中「~~吾~~」を削り、同面記載上の注意を次のように改

める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十八号第4面記載上の注意2及び同様式第7面記載上の注意中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「()書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十九号第1面(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 主たる営業所等の住所については、本店の住所を記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における主たる営業所等の住所を記載すること。

別紙様式第十九号第2面記載上の注意3(4)及び第3面記載上の注意3中「婚姻により」を削り、「婚姻

前の氏名」を「旧氏及び名」に、 「（ ）書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第二十一号記載上の注意に次のように加える。

5. その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

5. その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十三号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第三十五条 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十七年内閣府令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「記載し、被審人又はその代理人が記名押印する」を「記載する」に改める。

第四十一条第三項中「署名押印させ」を「署名させ」に改める。

別紙様式(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意一般的事項(1)中「記載した上、捺印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項(2)中「記載した上、代表者印を押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項(3)中「記載した上、本人の押印に代えて代理人が押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項に次のように加える。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(実務補習規則の一部改正)

第三十六条 実務補習規則(平成十七年内閣府令第百六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「田」を削り、同様式注意事項に次のように加える。

3 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名をこの申請書の氏名を記載する欄並びに代表者、実務補習責任者及び実務補習担当者の名簿に括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式中「田」を削り、同様式注意事項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第三十七条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号ハ中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証

する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第三号ハ及び第九号イ(2)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十条第一項第一号ロ、第三号ハ(3)及び第九号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 旧氏及び名を、氏名に併せて法第三十二条第一項の対象議決権保有届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百八条の二十四号、第二百八条の二十二第二号ハ(3)、第二百二十一条第七号、第二百二十二条第三号ロ(3)及び第七号ロ(3)、第二百三十二条の五第七号、第二百三十二条の七第三号ロ(3)及び第七号ロ(3)並びに第二百三十八条の二第一項第一号ハ及び第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百三十九条第二項第一号ロ及び第三号ロ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第二百三十八条第五号に掲げる事項について変更があった場合 新たに国内における代理人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百四十一条第二項第一号ニ及び第二号ニ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百五十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録の申請に係る外務員の旧氏及び名を当該外務員の氏名に併せて法第六十四条第三項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百六十条第一号ハ及び第二号ハ並びに第二百六十三条第一項第二号及び第三号ロ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百九十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録の申請に係る外務員の旧氏及び名を当該外務員の氏名に併せて法第六十六条の二十五において

準用する法第六十四条第三項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第三百条第一項第二号ハ、第三号ハ及び第四号ハ、第三百四条第二号ハ(3)、第三号ハ及び第六号ハ、第三百二十九条第一項第二号ハ及び第三号ハ並びに第三百三十四条第一項第一号ロ、第三号ハ(3)及び第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同面注意事項を次のように改める。

（注意事項）

1 法第31条第4項の変更登録を受けようとする場合にあつては、「財務（支）局長」に代えて変更登録の申請を行う金融商品取引業者の所管金融庁長官等の名称を記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、「第29条の2」とあるのは「第31条第4項」と、「同法第29条の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面注意事項3(4)及び第4面から第6面までの注意事項中「婚姻による」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号中「甲」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号中「甲」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「甲」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「甲」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「甲」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号中「甲」を削り、同様式注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名

」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「旧」を削り、同様式注意事項1に次のように加える。

- (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
きる。

別紙様式第八号の二中「旧」を削り、同様式注意事項1に次のように加える。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
きる。

別紙様式第八号の三中「旧」を削り、同様式注意事項1に次のように加える。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
きる。

別紙様式第九号第1面（注意事項を除く。）中「旧」を削り、同面注意事項を次のように改める。

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ

る。

別紙様式第九号第4面注意事項、第5面注意事項、第9面注意事項及び第10面注意事項中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号注意事項に次のように加える。

5 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十二号の「代表者の役職氏名」の次の注意事項を次のように改める。

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注意事項中「婚姻前の氏名」

を「旧氏及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「印」を削る。

別紙様式第十五号の二中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次に次のように加える。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
る。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次に次のように加える。

(注意事項)

法第33条の3第1項の登録申請書又は法第33条の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを

記載することができる。

別紙様式第十七号の「代表者の役職氏名」の次の注意事項を次のように改める。

(注意事項)

法第33条の3第1項の登録申請書又は法第33条の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号の二中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、 「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号の三中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注意事項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、 「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号の四中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次に次のように加える。

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号の五中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次に次のように加える。

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号の六中「印」を削り、同様式注意事項1(1)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八号第1面(注意事項を除く。)中「印」を削り、同面注意事項を次のように改める。

(注 意 事 項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十八号第4面注意事項2及び第9面注意事項中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式注意事項に次のように加える。

12 法第60条の2第1項の許可申請書又は法第60条の5第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号の二第1面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同面注意事項を次のように改める。
(注 意 事 項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ

る。

別紙様式第十九号の二第4面注意事項2及び第8面注意事項中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九号の三中「印」を削り、同様式注意事項に次のように加える。

10 法第60条の14第1項の許可申請書又は法第60条の14第2項において準用する法第60条の5第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号第1面注意事項中1を削り、2を1とし、同面注意事項3中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同面注意事項中3を2とし、同様式第2面注意事項3、第4面1注意事項3及び第4面3注意事項2中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十号の二の「（法人にあっては、代表者の役職氏名）」の次の注意事項2、同様式1注意

事項3及び同様式3注意事項3中「婚姻により」を「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。
別紙様式第二十一号の「(法人にあつては、代表者の役職氏名)」の次の注意事項1を次のように改める。

1 法第63条第2項又は第63条第8項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号の「(法人にあつては、代表者の役職氏名)」の次の注意事項を次のように改める。

(注意事項)

法第63条第2項又は第63条第8項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号の三の「(法人にあつては、代表者の役職氏名)」の次に次のように加える。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

申請者	申請年月日	代表者印
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

別紙様式第二十二号中

申請者	申請年月日	代表者印
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

に改め、同様式注意事項3中「婚姻前

の氏名」を「旧氏及び名」に改め、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同注意事項に次のように加え

る。

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十三号中

申請者	申請年月日	代表者印
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

を

申請者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

に改め、同様式注意事項を次のように

改める。

(注意事項)

1 法第29条の2第1項若しくは第33条の3第1項の登録申請書又は法第31条第1項若しくは第33条

の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 2 氏を改めた者においては、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十四号第1面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同面注意事項中1及び2を削り、3を1とし、1の次に次のように加える。

- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十四号第2面注意事項3ニ及び第3面注意事項中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同様式第8面に次のように加える。

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

る。

別紙様式第二十五号注意事項を次のように改める。

(注意事項)

- 1 「」内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十六号中「印」を削り、同様式注意事項に次のように加える。

- 6 法第66条の2第1項の登録申請書又は法第66条の5第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十七号第1面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同面注意事項を次のように改める。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十七号第2面注意事項3及び第3面注意事項中「婚姻による」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十八号中「印」を削り、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注意事項及び同様式1(6)の次の注意事項1(1)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。別紙様式第二十九号第1面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同面注意事項を次のように改める。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十九号第2面注意事項3(4)、第4面注意事項2及び第5面注意事項3中「婚姻による」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三十号の「代表者の役職氏名」の次の注意事項を次のように改める。

(注意事項)

法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第三十号1(8)の次の注意事項1(5)②を次のように改める。

② 役員の状況

当期末現在における役員について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

別紙様式第三十号1(8)の次の注意事項1(5)③を次のように改める。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内におけ

る代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

別紙様式第三十号 1 (8)の次の注意事項 1 (8)を次のように改める。

(8) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正)

第三十八条 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二十二條第六号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第三十九条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号ハ中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第三十条第二項第六号ハ及び第三十一条第一項第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第五十四条第二項第一号イ(3)中「限る。」の下に「又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加え、同号イ(4)中「登記事項証明書」の下に「又はこれに代わる書面（会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加え、同号ハ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当

該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第五十七条第二項第一号ロ(Ⅲ)及び(3)(Ⅲ)並びに第二号ロ(1)(Ⅲ)及び(2)(Ⅲ)、第九十五条第二項第六号ハ、第一百一条第二項第一号ハ、第一百一十一条の四第二項第一号ハ並びに第一百五条第二項第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号中「商号、名称又は氏名

印(イ)」を「商号、名称又は氏名

(ロ)」に改め、同様式注意事項1に次のように加える。

ホ 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ
きる。

別紙様式第一号注意事項2(イ)(1)中「記入し、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項2(イ)(2)中「記入、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項2(イ)(3)中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

別紙様式第二号(1)注意事項4中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号の「国」における代表者の氏名」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第四十条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中

国

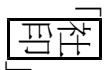
及び「国」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1 法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 買付数及び売付数は、株券にあつては株数、債券にあつては金額を記載すること。

別紙様式第二号中



及び「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1 法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 買付数及び売付数は、株券にあつては株数、債券にあつては金額を記載すること。

別紙様式第三号(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意1中「記入し押印する」及び「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

別紙様式第四号(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意1中「記入し押印する」及び「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正)

第四十一条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十

九年内閣府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を括弧書きで併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意(4)を次のように改める。

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

第二号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式記載上の注意(4)を次のように改める。

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

第二号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有する者（以下この(5)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

(公認会計士法施行規則の一部改正)

第四十二条 公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「**四**」を削り、同様式記載上の注意中3.を4.とし、2.を3.とし、1.を2.とし、1.として次のように加える。

1. 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号(記載上の注意を除く。)中「**四**」を削り、同様式記載上の注意5.を次のように改める。

五. その他

1. 氏名

(1) 監査法人の社員の名

第20条第1項の届出書若しくは第21条第1項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第1項

の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下1において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(2) (1)に掲げる者以外の者の氏名

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 添付書類

監査法人の組織図を添付すること。また、海外の規制当局等に提出した資料等がある場合には、これを添付すること。

別紙様式第三号第一面（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第3面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号第3面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。別紙様式第四号第1面（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注意及び第4面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

別紙様式第四号第2面及び第4面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。別紙様式第五号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政

令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については

、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第六号第一面中「印」を削り、同面記載上の注意に次のように加える。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができるとができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができるとができる。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができるとができる。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。別紙様式第十一号中「印」を印の'同様'に記載するものとする。

（記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。別紙様式第十一号中「印」を印の'同様'に記載するものとする。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については

、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を印の' 同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号中「印」を印の' 同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏

名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載するこ

とができる。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第四十三条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「記載し、被審人又はその代理人が記名押印する」を「記載する」に改める。

第四十二条第三項中「押印」を削る。

(外国監査法人等に関する内閣府令の一部改正)

第四十四条 外国監査法人等に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第九号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式記載上の注意(4)を次のように改める。

(4) 記載事項のうち、名称又は氏名に係る事項については、原語名を括弧内に記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

代理人を定めた場合には、代理人について記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の1 3に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 代理人

代理人を定めた場合には、代理人について記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第四十五条 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第 二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名

を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式中「**五**」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「**婚姻前の氏名**」を「**旧氏及び名**」に、「**出生氏名**」を「**出生旧氏及び名**」に改める。

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第四十六条 前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号口中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を、」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同条第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十二条第一項第四号ロ、第十六条第三号、第二十条第一項第四号ロ並びに第五十一条第二号及び第三号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面中「**五**」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面記載上の注意4. 中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同様式第8面記載上の注意1. に後段として次のように加える。

また、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号第1面中「印」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の役職氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号第2面記載上の注意5. 中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同様式第8面記載上の注意中5. を6. とし、2. から4. までを1ずつ繰り下げ、1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の役職氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中3. 及び4. を削り、2. を3. とし、1. を2. とし、1. として次のように加える。

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中5. 及び6. を削り

、 4. を 5. とし、 3. を 4. とし、 2. を 3. とし、 1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第八号記載上の注意中 5. を 6. とし、 2. から 4. までを 1 ずつ繰り下げ、 1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意 1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号第 1 面中「印」を削り、同面記載上の注意 2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式記載上の注意 2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十四号第1面中「甲」を削り、同様式第2面記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号中「甲」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号中「甲」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九号中「甲」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十号第1面中「甲」を削り、同様式第2面記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十二号中「甲」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十三号中「甲」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に

- ・ 「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
- ・ 別紙様式第二十四号中「印」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
- ・ 別紙様式第二十五号第1面中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
- ・ 別紙様式第二十六号中「印」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
- ・ 別紙様式第二十七号第1面中「印」を削り、同面記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
- ・ 別紙様式第二十八号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。
- ・ 別紙様式第二十九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三十号第1面中「**丑**」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 別紙様式第三十号第2面記載上の注意4. 中「婚姻による」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同様式第8面記載上の注意1. に後段として次のように加える。

また、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三十一号第1面中「**丑**」を削り、同様式第2面記載上の注意1. 中「**婚姻前の氏名**」を「**旧氏及び名**」に、「**当該氏名**」を「**当該旧氏及び名**」に改める。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第四十七条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」

を「当該旧氏及び名」に改める。

第十条第一項第四号口中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「旧」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第二面記載上の注意7. 中「婚姻によつて」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧」に改め、同様式第6面記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第一面中「旧」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」欄に

括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第三面記載上の注意7. 中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改め、同様式第7面記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意中4. 及び5. を削り

、 3. を 4. とし、 2. を 3. とし、 1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中 6. 及び 7. を削り

、 5. を 6. とし、 4. を 5. とし、 3. を 4. とし、 2. の次に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注意中 5. を 6. とし、 2. から 4. ままでを 1 ずつ繰り下げ、 1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式記載上の注意 1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号第一面中「印」を削り、同様式第二面記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記

載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」並びに「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」並びに「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」並びに「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」並びに「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」並びに「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九号第1面中「印」を削り、同面記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」並びに「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」並びに「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」並びに「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十号第1面中「印」を削り、同面記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」並びに「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」並びに「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書き」並びに「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十一号第1面中「印」を削り、同面の「未達債務の額等に関する報告書」の次の記載上の注文中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」並びに「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」並びに

「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十三号中「印」を削り、同様式記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十四号中「印」を削り、同様式記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

(資金清算機関に関する内閣府令の一部改正)

第四十八条 資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ(3)中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に、同号ニ及び同条第二号ニ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十一条第二項第二号ハ及び第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「コ」を削り、同様式目次記載上の注意中「コ」を「コ」に、「コ」を「コ」に改める。

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第四十九条 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第五十条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式中「五」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「五」を「五」に改める。

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第五十一条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二十条第二項第三号二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「~~三~~」を削り、同様式の「~~三~~」の次の記載上の注意、同様式4(2)記載上の注意2及び同様式5記載上の注意2中「~~三~~」を「旧氏及び名」に、「~~三~~」を「~~三~~」に改める。

(特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正)

第五十二条 特定金融指標算出者に関する内閣府令(平成二十七年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第六条第二号ロ(3)及び第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第五十三条 暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正

する。

第六条第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

第十二条第二項第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「吾」を削り、同面に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第二面記載上の注意7. 中「婚姻に由る」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「~~氏名~~」を「~~氏名~~」に改め、同様式第11面記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第12面記載上の注意中5. を6. とし、2. から4. までを1ずつ繰り下げ、1. の次

に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第1面中「臣」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第3面記載上の注意7. 中「婚姻によつて」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「~~前~~弧書」を「~~前~~弧書」に改め、同様式第7面記載上の注意3. 中「を併せて」を削り、同様式第12面記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第13面記載上の注意中5. を6. とし、2. から4. までを1ずつ繰り下げ、1. の次

に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「㊦」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。
別紙様式第四号記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

- 別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「㊦」を削り、同様式記載上の注意4. 及び5. を削り、3. を4. とし、2. を3. とし、1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）中「㊦」を削り、同様式記載上の注意中6. 及び7. を削り

、 5. を 6. とし、 4. を 5. とし、 3. を 4. とし、 2. の次に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注意中 5. を 6. とし、 2. から 4. までを 1 ずつ繰り下げ、 1. の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式記載上の注意 1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」とし、「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意 1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」とし、「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十一号第一面中「印」を削り、同面目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」とし、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び

名を括弧書」に、 「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号第一面中「印」を削り、同面目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号第一面中「印」を削り、同様式第二面記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改め、同様式第三面中3. に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「分別管理監査を行う者」の欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号第三面中4. に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「履行保証暗号資産分別管理監査を行う者」の欄に括弧書
で併せて記載することができる。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、
「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を
括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、
「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を
括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式記載上の注意1. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、
「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を
括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

一 第二十一条中保険業法施行規則第二百十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定（「4. 和訳無にかかると註の発生件数（画近3カ冊）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定（「4. 和訳無にかかると註の発生件数（画近3カ冊）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。） 令和三年四月一日

二 第三十七条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十一条及び第二百九十一条の改正規定、同令別紙様式第二十二号注意事項の改正規定（「4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。）並びに同令別紙様式第二十三号注意事項の改正規定（「2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。） 令和三年七月一日